

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	生産緑地内の原状回復命令等	
根拠法令・条項	生産緑地法第9条第1項	
所 管 課	農 政 部	農 地 課
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない （原状回復命令等）第九条 市町村長は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該生産緑地の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	